

大阪府立むらの高等支援学校 オープンスクール Q&A 集【改訂版】

平成 28 年 10 月 31 日公開

平成 28 年 8 月 28 日～30 日実施の本校オープンスクールで来場者の皆様に配布した『Q&A 集』に、当日寄せられたご質問への回答を追加した改訂版を公開いたします。

～オープンスクールと学校見学会のちがいについて～

本校では、オープンスクールは地域住民や関係機関の方も含め、一般の方対象に本校の教育活動を広く知ってもらう目的で夏季に開催しています。一方学校見学会は、次年度本校を入学希望する本人・保護者・在籍中学校・支援学校の教員に対して、本校の教育方針や、入学者選抜の志願に関する事務手続き等を掘り下げて説明する機会とし 11 月に実施しています。

～学校生活について～

知的障がいのある生徒たちにとって、本校への進学は、義務教育修了後の後期中等教育の進路選択の一つであることを、まずご確認ください。

大阪府では、「ともに学びともに育つ」教育を方針として、障がいのある生徒とない生徒と一緒に学ぶ機会を大切にして、教育環境の充実を図っています。例えば、知的障がい支援学校高等部や、府立高等学校、また一部の高校に設置されている、「自立支援コース」や「共生推進教室」など、本校の他にも、様々な進路選択が考えられます。是非これらの学校もしっかり見学されて、本人にあった進学先を慎重に検討されることをおすすめします。

本校のめざす学校像は「チャンス・チャレンジ・チェンジをキーワードとして、知的障がいのある生徒が『就労を通じた社会自立』をし、卒業後生き生きと暮らしていけるための学校を教職員が一丸となってめざす」ことです。教育課程や学校生活の様々な取り組みやルールも「就労を通じた社会自立」を目標においた内容となります。またアドミッションポリシー（求める生徒像）は以下のアドレスを参考になさってください。

「**大阪府公立高等学校・支援学校検索ナビ（通称 咲くナビ）**」

→<http://www.schoolnavi.osaka-c.ed.jp/>

進路選択にあたっては、本校の教育方針・内容を十分ご理解いただいたうえで、ご本人が保護者・担任の先生・進路担当の先生とよく相談して、自己選択・自己決定し、受験していただくようお願いいたします。

本校の教育活動は「卒業後、就労をめざしたい」生徒の自発的なモチベーションをベースにしています。様々な困難を乗り越えて就労により自立するという目標を達成するためには、本人の意欲と共に保護者の皆様や関係機関のご支援・連携が必須です。

併設校との関係について

Q：同じ敷地にある「枚方支援学校」は、「むらの高等支援学校」とどう違いますか。

A：大阪府立の支援学校は、児童生徒の主たる障がいによって、また、居住地による通学区域割りにより、入学できる支援学校が定められています。

ご質問の「枚方支援学校」の高等部は、現在、枚方市・交野市に居住する知的障がいのある生徒を入学の対象としています。

一方「むらの高等支援学校」は、「職業学科を設置する高等支援学校」で、大阪府教育庁が定めている「応募資格」に基づいて、入学者選抜により入学する生徒が決定されます。（居住地については、平成29年度入学生より、大阪市を含む大阪府内に居住している生徒を対象として募集しています。）

また、「枚方支援学校」は、小学部・中学部・高等部からなる学校で、通学バスがあり給食もあります。一方、「職業学科を設置する高等支援学校」には、通学バスも給食もありません。（むらのの生徒が枚方支援学校の通学バスを利用することはできません。）

学習については、それぞれの学校で教育課程が生まれ、学校教育計画に基づく教育活動が行われています。枚方支援学校高等部の詳しい内容については、枚方支援学校の学校見学会に参加するなどしてお問い合わせください。

Q：高等支援学校と支援学校（高等部）が同じ敷地内にあるのはどうしてですか。

A：府の支援学校整備方針によって定められました。

Q：同敷地内の枚方支援学校の児童・生徒さんとの交流はありますか。

A：開校から2年間、7月に「七夕祭」を合同で行っています。また今後は、むらの高等支援学校と枚方支援学校小学部との交流なども計画中です。

授業について

授業では、複数の教師が指導・支援にあたるティームティーチングを基本としています。教科や学年によって異なり、単独の教員が指導にあたる場合もあります。

Q：5教科の授業は、クラス単位で受講するのですか。また、学習内容は集団ごとに同じでしょうか、それとも内容に違いがあり習熟度別でしょうか。

A：H28年度は、国語と数学は、クラス単位の枠を外して学年ごとに3班編成で取り組んでいます。理科・社会・英語はクラス単位で学んでいます。

Q：学習について成績により留年などありますか。また、補講がありますか。

A：知的障がいの支援学校においては、高等学校のように単位修得の可否に基づく進級判定は行いませんので、学習の成績により留年することはありません。補講については、各教科で必要に応じて対応しています。

Q：授業料は必要ですか。1年間にどれくらい必要ですか。

A：授業料は無料ですが、諸費が必要です。具体的には平成28年度入学生の場合、1年生入学準備として3月に「制服等」の購入費用が8万円程度、入学後に宿泊行事などの積立も含め、4期に分けて年間89,060円を徴収しています。就学奨励費の制度が利用できます。

その他の指導について

Q：部活動はどのように行われていますか。

A：現在、スポーツ部と文化部が活動しています。文化部の中には音楽パート、家庭科パート、ICTパート、美術パートがあります。活動頻度は週に2～3回程度、時間帯は15:30から、17:00下校となっています。卒業後の余暇生活の充実のために、学生時代から趣味を広げたり、仲間との共生を学んだりすることができる部活動は重要だと考えています。

Q：野球部を作る予定はありますか。

A：野球部の創部は、今のところ予定しておりません。

Q：宿泊行事はありますか。

A：1年生では1泊2日の宿泊研修、2年生では2泊3日の研修旅行（修学旅行）を実施します。

Q：生徒間のトラブルについて

A：知的障がいのある生徒たちにとって、他者理解やコミュニケーション、人間関係の構築は大きな課題です。思春期まっただ中のライフステージにあって、様々な行き違いが生起するのは当然のことだととらえています。

本校では、人間関係の悩みや課題も自立への大切なステップととらえて指導しています。困ったときには、いつでも相談にのれる環境作りをしておき、「きめ細かい個別指導、社会性を養う集団指導」の両面でアプローチします。そのためには、保護者の皆様との連携や教員同士の情報共有が大切です。生徒のわずかな変化も見逃さず、早期に情報共有し指導・支援することで、生徒たちの成長につなげていきたいと思っております。

Q：携帯電話や持ち物の決まりについて

A：大阪府教育庁の通知「携帯電話の校内における使用について」を受け、本校も原則としては、校内での携帯電話の所持、使用を禁止しています。ただし、通学途上のご家庭との連絡手段としての使用は許可をしています。登校後は、鍵つきの個人ロッカーで保管しています。これは財布や定期券などの貴重品についても同様です。

編入・退学・転入について

Q：今まで、自主退学された生徒はおられますか？その場合、転校や別の学校への受験は出来るで

しょうか。

A：H28年度10月現在、自主退学生徒はおりません。万が一進路変更等の希望があった場合は、個人のニーズに沿って相談に乗ります。

Q：入学後現在の居住地から転居する場合、他の支援学校への編入は可能でしょうか。

A：編入については、府教育庁が定めていますが、そのような場合は、まず学校にご相談下さい。

環境整備について

Q：学校内では、車椅子等での移動は可能でしょうか。

A：エレベータはありますが、校内には段差等があり、施設内全てがバリアフリーとはいえない状況です。

通学について

本校には通学バスはなく、電車やバス、自転車、徒歩で、自主通学できることが条件です。自転車通学は許可制で、保険加入（賠償補償）が条件となります。

現在、在籍の生徒の通学所要時間は、約15分～90分の範囲です。企業への実習や、校外学習の際は、自宅から公共交通機関を使って自分で実習先や集合場所へ行くことになります。（事前の経路の確認や乗換え練習は、ご家庭で対応していただきます。当日の保護者の送迎は想定しておりません。）

登校は8時45分までに自分のタイムカードに打刻することになっています。遅刻した場合は職員室で指導を受けなければなりません。ただし、交通機関が延着した等の場合は、延着証明があれば遅刻の扱いにはなりません。

Q：通学途上に電車の踏切があるのが心配です。先生が立ち番をなさっているのでしょうか。

A：交通安全学習に加え、毎日登校時間帯に教員が輪番で踏切前に立ち、見守っています。

Q：最寄駅からの通学路の歩道にガードレールがなく狭いのが心配です。設置できないのでしょうか。

A：開校時より課題で、地域住民の方からもご心配頂いていますが、残念ながら現時点では設置の条件が整いません。

昼食について

給食はありません。学校には食堂や購買部はありませんので、お弁当を持参していただきます。通学途中にコンビニエンスストア等で購入して登校いただいても結構です。

制服等について

指定の制服、体操服、体育館シューズ、専門学科の作業服がございますので、これらを購入し、着用していただきます。入学事前に約 8 万円程度が必要になります。

作業服や作業に必要な物品は、学科によって異なります。(平成 28 年度については約 7000 円から～8000 円の費用を 9 月ごろに徴収しました。)

なお、靴やカバンについては、特に指定のものはありませんが、校内の規定があります。詳しくは合格者対象の 3 月の「入学予定者説明会」にてお示しします。

定期テストや通知表について

年に 2 回前期と後期に、定期テストを実施しています。また、授業によっては小テストや実技テストを実施しています。この他、毎回の授業の参加態度や意欲も評価の対象となります。

通知表は前期、後期の 2 期制でお渡しします。評価は、相対評価でなく、絶対評価です。生徒一人ひとりに応じた各教科や自立活動の「個別の指導計画」を半期ごとに作成し、その目標に対しての到達度の評価を行います。通知表は、これらの評価をまとめたものになります。

学科選択について

1 年生の一定期間をオリエンテーション期間として、3 学科 6 分野の授業を受けます。その後、振り返りを行い、どの学科に所属したいか希望調書をとります。

希望は 1 学科のみでなく、2 学科並列で記入します。その希望調書をもとに、学校での様子、本人の適性などを踏まえて、一人ひとりに適した学科に所属を決定します。

ただし、卒業時の就労の業種が学科によって限定されることはありません。あくまでもそれぞれの学科の授業をとおして、就労に必要な基本的な力を身につけていくことを目的としています。

また、学科の選択によって、他の履修科目が異なったり、学習内容の難易度が変わる事はありません。

Q：府内の各高等支援学校は、学校ごとに専門学科・専門分野は異なるのですか。

A：はい。その通りです。違いはオープンスクール・学校見学会などを利用して情報収集をしてください。

Q：福祉の教室で、赤ちゃんの人形がありましたが、こういった実習に使用されるのでしょうか

A：高齢者だけでなく、児童福祉や保育についても今後学習していく予定です。赤ちゃんの人形で抱き方やオムツの交換なども体験していく予定をしています。

Q：ベッドメイキングをととてもきれいにされていました。福祉の授業では他にどのようなことを勉強されていますか？食事介護の練習などもされるのでしょうか。

A：福祉用具の名称や使用方法についての他、衣服の着脱介助方法や介護用食品の試食や食事介助の基礎知識などにも取り組んでいます。

Q：作業も上手にされていましたが、不器用な子どもでもできるようになるのですか。

A：それぞれのお子様を個別にサポートさせていただきます。作業についても到達できる目標設定をして、少しずつレベルアップの練習を重ねていきます。

Q：学科で普段どれくらいの作業をしているか知りたかった。もう少し具体的な授業内容が知りたかったのです。

A：11月に予定している学校見学会で、専門学科の授業の様子をご覧いただくことが可能です。ぜひご参加ください。

Q：木工分野は細かい（小さい）ものを作るとか、木ではない素材を使って工作することはあるのですか？

A：細かいものを作ることはあります。基本的には木材を使用しますが、異なる素材を用いることもあります。（鉄、革、布など）

Q：カフェの利用を楽しみにしています。今後パンなどの調理、販売の予定はありますか？

A：今後、食品加工分野の授業でパンなどの製造を行い、カフェで販売提供する取り組みも検討しています。

～進路について～

本校の3年間を修了すると、知的障がい支援学校の卒業となります。高校に設置する「共生推進教室」についても、同様に支援学校の卒業となります。高等学校卒業の資格にはなりません。

大学入学資格については、学校教育法第九十条（*以下参考）により定められています。そこに示されているように、大学受験ができるかどうかは、受入大学側が判断します。つまり高等支援学校を卒業しても、大学受験できないことがあることに十分御注意ください。

***参考* 学校教育法第九十条：大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。**

また、本校での就労は、原則「障がい者雇用」枠としての就職となります。在学1年生時から企業等での職場実習を計画的に行うなかで、働く力を高めていきます。

本校は、「就労を通じた社会自立」をめざす学校です。進路選択にあたって、本校の教育内容を理解いただいたうえで、ご本人が保護者や担任の先生・進路担当の先生とよく相談して、自己選択・自己決定して受験してください。

なお、本校卒業と同時に自動的に取得できる資格はありません。英検や漢検、パソコン関連の資格等は希望があれば受検できます。

Q：職場等の体験実習について、どのような企業の職業体験に、いつごろからどれくらいの期間いくのですか。

A：1年生は、年に3回「職場体験実習」を行います。まず6月に全員同じ場所で行う実習を3日間経験します。そして11月と1月にはそれぞれが別々の実習先で5日間の実習を行います。2年生では、期間を5日間から10日間に延長して、年に2回「職場実習」を行います。時期は6月と10月です。
3年生では、就職をみすえた企業での職場実習を随時行い進路先を決定します。

Q：休みの日に職場等の体験実習などがありますか。

A：3年生時の雇用をみすえた企業での職場実習については、土日や休業中に実習に行く可能性があります。

Q：実習を受け入れる企業の開拓は、実施されていますか。

A：はい。進路担当の教員を中心に全教員で企業開拓にあたり、実習や雇用の受け入れ先を広げています。

Q：職業実習受け入れの企業は現在何社ありますか、またどのような業種ですか。

A：現在職場実習でお世話になっている企業は約70社です。業種は、後述の「就職先」とほぼ同様で、多岐に渡ります。

Q：就職先に関して生徒・保護者が願う企業への就職を、応援していただけるのでしょうか。

A：職場実習では色々な職種を体験していただきます。その経験の中で自分に合った仕事をみきわめることが必要と考えるからです。学校は、卒業後も長く働き続けられることを願って、生徒が出来る仕事、続けられる労働環境調整などを応援していきます。

3年生になっての雇用をみすえた実習も、本人や保護者と相談しながら、意向に沿って開拓を行います。その企業に求人があるかどうかのタイミングもあり、また企業の採用基準、雇用契約条件等との調整が生じることをお知りおきください。

Q：就職率はどれくらいか、正社員としての就職はどれくらいか、離職率はどうか。

A：本校はまだ卒業生がいません。

Q：就職先としては、どのようなところがありますか。また、正規社員か契約社員かどちらですか。

A：まだ、卒業生がないので就職先の実績はありません。府立の他の支援学校卒業生の例となりますが、例えばスーパーのバックヤード作業、ビルメンテナンス等の清掃作業、高齢者介護施設での介護補助、工場内でのピッキング作業等さまざまです。

雇用形態としては、契約社員での雇用が多いのが実態です。進路支援を行う際に、最低賃金を下回らない、社会保険のある雇用条件の企業開拓をし、ハローワークを通した求人手続きを必ず行うこととしています。

Q：就職は、内定するまで支援していただけますか。就職できなかった場合の進路はどうなりますか。

A：在学中は、内定するまで支援します。在学中にかなわなかった場合は、将来的に就職が叶うような進路先を本人・保護者と一緒に考えていきます。例えば障がい者支援施設（就労移行支援サービス提供事業所）や障害者職業能力開発校（訓練校）などです。

Q：就職先の地域を教えてください。枚方市周辺が多いですか。

A：枚方市周辺や居住地に近いところとは限りません。雇用を考えていただける企業ならば、自宅から通勤可能な圏域（公共交通機関利用で1時間～1時間30分程度まで）を基本と考えています。

Q：企業の学校見学はどのくらいありましたか。

A：昨年度と今年度の合計で約50社の訪問がありました。（H27年～H28年10月末時点）

Q：職場開拓で目標100社ときましたが、実質どのくらい開拓できましたか。

A：（H27年～H28年10月末時点で約90社です。今後も目標達成に向けて開拓を続けます。

Q：就労に向けて生徒はどのような意識を持っていますか。また教員の指導だけでなく、生徒達は自分で就労を意識して行動していますか。

A：入学志願の時から「本校を卒業したら就職をしたい。」という意識をもって受験されていると思います。本校の教育目標の柱の1つは、「自主」です。事前学習・振り返りを大事にして本人主体の判断を促し、自己の責任感を育成する指導・支援を就労に向けて行っています。

Q：卒業後、卒業生に対するアフターフォローなどはありますか。

A：卒業前から地域の支援機関（障害者就業・生活支援センター等）に引継ぎをして、就職スタートの不安定な時期を乗り越えられるよう移行支援をします。

アフターフォローは学校だけではなく、居住区域の地域の各関係機関の支援も受けられるようにすることが、長く働き続けられる1つのポイントと考えるからです。

また、同窓会の設立などを行い、卒業後も学校に集まる機会を作ることで、教員が直接相談にのったり、卒業生同士が交流できる機会をつくることを検討しています。

Q：自立に向けて学んでいるところで、出来ないことも色々ありますが、貴校入学にむけて頑張っておくこと、課題がありましたら教えてください。

A：合格はゴールではなくスタートとなります。卒業後に就労を通じて社会自立し、地域社会で幸せに暮らしていけることを私たちは願っています。教科学習だけではなく、社会人としてのルールやマナー、挨拶、様々な人とまじわること、健康管理、規則正しい生活リズムの獲得などが重要です。

入学前の早期から段階を追って、これらのことを学校や家庭で地道に取り組んでおくことが、

「企業が求める人」に近づくことになると思います。

Q：卒業後、希望すればすぐ就職でなく、レベルアップ 学力をつける進学、専門学校の進路も望めますか。

A：卒業後に向けた進路指導は、個々の状況にあわせて行いますが、本校は「就労を通じた社会自立」をめざす学校です。「～進路について～」の解説部分をお読みのうえ、出願前によくご検討いただくようお願いします。

～共生推進教室について～

ここからは、知的障がいのある生徒が高等学校において学ぶ制度である、知的障がい生徒自立支援推コースと共生推進教室についての解説です。大阪府のホームページをご覧くださいと、各種関連リンクのページがございます。参考としてください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/qa/detail.php?recid=4763>

理念、制度について

Q：知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ制度である「共生推進校」と「自立支援推進校」との違いを教えてください。

A：高等学校に設置される「共生推進教室」は、週に1回高等支援学校での授業があり、卒業資格は支援学校卒業となります。一方「自立支援コース」は高等学校卒業となります。

詳しくは大阪府教育庁のホームページでリーフレットをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/jiritsu-kyousei/tomonimanabi.html>

むらの高等支援学校（本校）で週1回の授業を行っている「共生推進教室」を設置している高等学校（設置校という）は、緑風冠高等学校と芦間高等学校です。

Q：高等支援との目的の違いをもう少し分かりやすく知りたかったです。

A：知的障がいのある生徒が、高等学校で「ともに学ぶ」ことを通して、交友関係の広がりや様々な活動の経験の中で社会性や自立心などを育むことを目的としています。

Q：当校との位置づけ、役割分担が今ひとつわかりにくかったです。

A：両校の連携のもと、高等支援学校の生徒が、高等学校の生徒とともに学び、交友を深めることをめざしています。

Q：週一回、むらのに集まる意味は何なのですか。

A：就労支援の取組みの充実を図るため、本校である知的障がい高等支援学校で週1回、「職業に関する専門教科」を学んでいます。

Q：「卒業資格」の点がわかりにくいです。意義・メリットは何ですか。

A：「共生推進教室」は高等学校に置かれ、在籍生徒は、高等支援学校の学籍となります。そのため、卒業証書については、職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の卒業証書が授与されます。高等学校の卒業資格となりません。

Q：共生の利点、就職についてなどもっと詳しく説明をいただきたい。共生推進教室の生徒も就職支援をしてもらえるのでしょうか？

A：本校と同様に、1年次から職場実習を実施します。本校での授業日だけではなく、設置校においても、就労に向けた指導を行っています。進路先の開拓は本校・設置校が連携して行います。進路先は、企業への就労が中心です。（職種は多岐にわたります。）

Q：全く知らなかった仕組み、考え方なので、もう少し詳しい説明を受けたかったです。

A：大阪府教育庁主催による「知的障がい生徒自立支援コース設置校・共生推進教室設置校など実践報告会」なども昨年度より秋に開催されました。各中学校・支援学校あてに案内されていました。大阪府のホームページにて実践報告会の様子をご覧ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/jiritsu-kyousei/28jissenhoukoku.html>

Q：共生推進教室の生徒は、各学年何人ですか。

A：現在は、設置されている**高等学校ごとに**、各学年3人の定員です。むらの高等支援学校については、緑風冠高等学校と芦間高等学校の設置校に1学年3名ずつ、1・2年生が在籍しており、合計12名が学んでいます。

Q：卒業後の進路先名など、もう少しオープンにできる範囲で教えていただけるとありがたいです

A：進路先については、本校に設置した芦間高校共生推進教室、及び緑風冠高校共生推進教室は、まだ第2学年までしか在籍しておらず卒業生がいませんので進路先は未決定です。他の共生推進教室の卒業生の進路実績は、高等支援学校卒業生の進路実績と同様に企業就労をする者が多く、例えば、高齢者福祉施設、ビルメンテナンス、外食産業、製造、販売、事務など多岐にわたっています。原則本校生徒と同様に、「障がい者雇用」枠としての就職となります。

学校生活について

Q：制服等について

A：制服・体操服については、設置校（高等学校）指定のものとなり、作業服については、むらの高等支援学校指定のものを購入していただきます。

Q：共生推進教室の生徒は、毎週むらの高等支援学校（本校）へ授業を受けにくる体制であるということですが、指導者はどちらの先生ですか。

A：むらの高等支援学校の教員が主となり、設置校（高等学校）の教員も授業に入り、両校の教員によるチームティーチングの体制をとっています。

Q：生徒の通学形態は、どのようになっていますか。

A：設置校に通学する際は、自主通学をしています。むらの高等支援学校へは、最初は設置校の教員が引率して高校からむらの高等支援学校へ通学し、慣れてきたころにむらの高等支援学校へも自主通学を始めます。

Q：共生推進教室の生徒はクラブ活動に参加することが出来ますか。

A：むらの高等支援学校のクラブではなく、設置校（高等学校）でのクラブ活動に参加します。

Q：部活動は、設置校(高等学校)でやっているとのことですが、むらの本校から設置校の部活動に入っている生徒もいるのですか。

A：共生推進教室の生徒は、むらの高等支援学校のクラブではなく、設置校(高等学校)でのクラブ活動に参加します。また、本校であるむらの生徒は、設置校(高等学校)の部活動に所属することはできません。

Q：同じ就労といっても、カリキュラムが違う分、身につける力にも差があるのでしょうか

A：設置校においても、本校同様 1 年次から職場実習の実施、就労に向けた指導を行っています。むらの高等支援学校での実習授業との連携や各種実習の事前・事後学習に取り組めます。さらに、設置校でもじっくり時間をかけて取り組めるように、自立活動等の時間を活用して、卒業後の就労を含めて社会的に自立するための力を身につけます。

Q：共生推進の生徒の週1のスクーリングでは、むらの本校の生徒との交流はどの程度ありますか。それとも全く分けているのか知りたいです。

A：むらの高等支援学校（本校）では、週 1 回の本校での生活を通して友人関係づくりや、校外学習といった行事を通して交流を深めています。

Q：共生推進教室の生徒は、両校に友人ができるのとよいと思うのですが、行き来があるので、友人ができない場合もあるのではと不安に感じますが、大丈夫でしょうか？

A：設置校には週 4 日通学し、クラスの一員として、授業・ホームルーム活動や、体育祭・文化祭などの学校行事に参加します。クラブ活動も設置校で入部するので、交友関係の広がりを期待することができます。

むらの高等支援には週 1 回の登校ですが、学校生活や行事等を通して、交友を深めています。

Q：高校では生徒はどのようにすごしていますか？通常学級にいるのか、（支援学級のようなクラスに）校内で通級しているのですか。

A：設置校のクラスに所属し、授業・ホームルーム活動や、体育祭・文化祭などの行事には、クラ

スの一員として参加・活動します。

Q：設置校でも通級と支援級、週1はむらのでの学習と、色々な場所での学習となり、子どもは混乱しませんか？

A：設置校での授業の形態は、

1. クラスでの授業(付き添いの教員等がない)
2. クラスでの授業(付き添いの教員等がいる)
3. 小集団(共生推進教室の生徒が集まって行う授業)
4. 個別の授業

このように、生徒・保護者のニーズを踏まえ、生徒の状況に応じてそれぞれの形態を組み合わせて授業をおこなっています。

要望など

Q：高校での生活についてももう少し知りたいです。

A：設置校である各高等学校のホームページにて詳細をご覧ください。

Q：共生推進教室にも参観に行きたいです。

A：高等学校各校でもオープンスクールは開催されます。詳細については各設置校ホームページをご覧ください。

Q：共生推進教室の生徒とむらの本校の生徒で違いがあるのか、オープンスクールで、実際に共生の生徒さんのお話やプレゼンを見てみたかったです。

A：今年度については、8月30日(火)に共生推進教室の生徒がむらのに登校し、学校生活について発表をしました。各設置校のオープンスクールもございますので、各校ホームページよりご覧ください。

Q：オープンスクールで、共生推進教室について、もう少し長く話しが聞きたかったです。

A：プログラムの都合上、時間に制約があるため短時間での説明となりました。

Q：授業が5時間～3時間はあるが、実際に生徒たちがついていけているのかどうかの調査結果や生徒の意見を教えてほしいです。

A：設置校のオープンスクールや「知的障がい生徒自立支援コース設置校・共生推進教室設置校など実践報告会」なども毎年開催されています。詳しくは、各校のホームページ、大阪府教育庁のホームページをご覧ください。

～入学者選抜に関する詳細情報～

オープンスクール時にいただいた「選抜に関する質問」の回答については、

以下の情報にて各自でご確認くださいませようお願いいたします。

大阪府教育庁のホームページよりダウンロードできるアドレスを示します。

参考としてください。→ <http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/nyugaku/index.html>

NEW

● **H29年度 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜実施要項**(平成28年10月掲載)
⇒<http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/nyugaku/29youkou.html>

● H29年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜方針
高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜方針
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/nyugaku/29sennbatuhousinn.html>

● H29年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者の選抜日程等について
(H28年2月19日掲載)

● H29年度 大阪府立支援学校高等部及び幼稚部入学者選抜方針
H29年度 大阪府立支援学校高等部及び幼稚部入学者選決定の日程等について
(H28年2月19日掲載)

破線以下は、昨年度実施済みの古い情報です。今後、今年度の情報に更新、掲載される予定です。
大阪府教育庁のホームページを各自継続してご確認ください。

● **H28年度 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜**
「通学区域外から入学を志願する方の応募資格審査の案内」 (平成28年1月掲載)
→<http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/nyugaku/28koutousienoubosika.html>

● **大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科**
入学者選抜における適性検査(筆記)(作業)問題について (平成28年2月掲載)
→<http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/nyugaku/index.html>

～選抜について～

P13にご案内した「H29年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜方針」および「H29年度 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜実施要項」に定められている内容以

外で、ご質問が多かった本校に関する事項について、お答えします。

本校の選抜について

Q：平成27年度入学者、平成28年度入学者の志願者倍率を教えてください。

A：平成27年度は1.22(補充選抜含む)倍、H28年度は1.44倍でした。

Q：現在在籍されている男女の比率を教えてください。

A：男：女=2.3対1となっています。

Q：高等支援学校専願の場合と、他の支援学校と高等支援学校職業学科併願の場合では、合格基準に差がありますか。

A：専願が有利になることは全くありません。万が一不合格になってから困らないように、本人・保護者・支援者で事前に十分ご相談しておいてください。

Q：入学者選抜について、療育手帳の区分、在住市、男女等の項目を基準に合格者の比率をあらかじめ設定して合格者を決めているのでしょうか。

A：調査書・学校長の推薦書、面接、適性検査の結果を総合的に評価して決定します。

Q：知的障がいでない受験応募資格はないのでしょうか。

A：受験資格として「療育手帳または児童相談所等の公的機関が知的障がい有すると認めた判定の写し」が必要です。身体障害手帳のみや精神障害者が所持する保健福祉手帳の所持のみでは、応募できません。

Q：支援学校中学部からの受験も可能ですか。

A：昨年度、今年度とも、支援学校からの受験もありました。

Q：どれくらいのIQがあれば、受験は可能でしょうか。

A：上記のとおり「知的障がいである」応募資格を満たしていれば、療育手帳の判定等級は問いません。

Q：手帳は申請中でも出願できるのでしょうか。もし取得できなければ合格しても取り消しということもありえるのでしょうか。

A：出願時に判定結果がでていることが必要です。判定前では、志願書を受理できません。出願時に「療育手帳の写し又は知的障がい有するという判定の写し」が必要です。

Q：療育手帳の更新の時期が、選抜入試の時期と重なっているのですが、その場合は受験可能でしょうか。

A：すでに療育手帳を所持しておられるのであれば、問題ありませんが、判定期限切れでの出願は

出来ません。受験する可能性がある場合は、次の判定年月を必ず確認し、あらかじめ、市の窓口で更新申請を行っておいてください。出願時に更新の時期が重なっている場合は、「判定の結果「すでに知的障がいがある」と認められており、手帳の更新手続き中」であることを証明できるものをご提出ください。

Q：現在は療育手帳を所持していますが、2年後に更新があります。入学後の更新時に「非該当」の判定となつて、手帳が更新できなかった場合、むらの高等支援学校に在籍を継続できますか。また就職時に何か影響がありますか。

A：入学後に「非該当」の判定が出たことでは退学にはなりません。ただ、「知的障害者としての障がい者雇用」としてではない形で、進路希望実現にむけて一緒に考えていくこととなります。(企業にとっては、障がい者手帳を所持している人を採用しないと障がい者雇用の実績とならない事情があります。)

Q：選抜試験の面接・筆答検査・作業検査のそれぞれの配点を教えてください。

A：H29年度入学者選抜については、「適性検査(筆答100・作業検査100)の200点、面接については選抜の資料としますが、配点は定めません。」と公開されています。

Q：過去の問題を入手する方法を教えてください。

A：平成26～28年度に実施された適性検査・筆記問題は、大阪府教育庁支援教育課のホームページに掲載されています。なお、高等支援学校5校の問題は、すべて共通です。

また、たまたがわ高等支援学校開校にはじまる平成18年度からの問題については、各市町村教育委員会へお問い合わせください。

Q：面接は、受験生及び保護者も受けるのでしょうか。

A：原則保護者同伴による面接ですが、本人に対する面接であり、保護者の方に回答いただくことはございません。

Q：不合格が判明した場合、他の府立の支援学校に進学することは可能でしょうか。

A：選抜のない他の支援学校高等部とは、併願可能です。併願を考えられる場合は、事前にその支援学校の学校見学や教育相談を受けられ、情報収集することをおすすめします。その際、高等支援学校を受験予定であること、併願希望であることを、その学校にお伝えください。

Q：他の支援学校の場合は入学前に事前に教育相談がありますが、高等支援学校職業学科でも学校説明会以外に個別に質問相談にのっていただけますか。

A：厳正な選抜を行う必要があることから、事前の個別の相談はお受けすることはできません。ご理解くださいますようお願いいたします。

Q：現在、在籍する学校では、試験中声を出してしまったり、周囲を見回してしまったりカンニン

グ行為と誤解される行動があるので受験時が心配です。選抜の時個室で受験させてもらうなど、個別の配慮をしていただくことは可能でしょうか。

A：まずは、現在在籍している中学校（中学部）にご相談ください。

共生推進教室の選抜について

Q：昨年度の共生推進教室受験者の倍率を教えてください。

A： 緑風冠高等学校に設置する「共生推進教室」⇒1.00 倍（3 人応募）
 芦間高等学校に設置する「共生推進教室」⇒1.67 倍（5 人応募）でした。

Q：生徒は、どのように選ばれるのですか。選抜方法は。本校と一緒に行うのですか？

A：入学者選抜を実施しています。入学者選抜に関する詳細情報については、巻末に大阪府教育庁のホームページよりダウンロードできるアドレスを示しますので「入学者選抜実施要項」内の「高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜」の項を参考としてください。

Q：むらの本校と共生推進教室を併願できますか。同日に受験ですか。

A：高等支援学校本校と「共生推進教室」の併願はできないこととなっています。共生推進教室と選抜の日程が異なる一部の高校は併願できます。但し、高等支援学校に合格が決まった場合は、それらの高校に出願できません。巻末に大阪府教育庁のホームページよりダウンロードできるアドレスを示しますので「入学者選抜実施要項」内の「高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜」の項を参考としてください。